平成２２年（フ）第３５号
青森県弘前市大字千年１丁目13番地20　メゾン千年103号
債務者　古川　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４３号
青森県弘前市大字桜ケ丘５丁目４番地　市営住宅Ｇ―102号
債務者　葛西　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４８号
青森県弘前市大字城東５丁目12番地４　パークハイツ１―101号
債務者　下山　美和
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２２号
神奈川県横須賀市長坂４丁目20番23号
債務者　太田　淳子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２８号
神奈川県横須賀市平作６丁目３番８－５号
債務者　狭訪　琴美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３８号
神奈川県三浦市三崎町諸磯211番地
債務者　山口　ミキ
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１１１７号
熊本市十禅寺２丁目７番26号
債務者　清田　斉志
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田829番地　町営中代団地14―２号
債務者　末吉　千鶴
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３５号
熊本市南坪井町５番27号
債務者　河野　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０４号
熊本市龍田８丁目４番５号　田中ハイツ106号
債務者　髙田　美枝
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６号
青森市千刈２丁目３番23号
債務者　長岐　憲一
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
青森県弘前市大字取上３丁目７番地33
債務者　成田　佳大
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５１号
青森県弘前市大字兼平字林元15番地５
債務者　成田　大昌
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２５号
神奈川県横須賀市林３丁目434番地27
債務者　後藤るみ子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４３１号
愛知県北名古屋市九之坪上吉田７番地　コーポ健203
債務者　竹本　繁男
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３号
長崎県南島原市有家町山川1200番地６、前住所長崎県雲仙市小浜町雲仙147番地
債務者　相良　徳子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
長崎県雲仙市吾妻町川床名223番地２
債務者　川原紀代惠
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
長崎県島原市下川尻町68番地
債務者　原口キクヨ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係